

流山市上下水道局公告第70号

公募型プロポーザルに係る手続き開始の公告

流山市上下水道料金徴収等業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和2年10月7日

流山市上下水道事業管理者 志村 誠彦

1 公募型プロポーザルに付する事業に係る事項

(1) 事業名

流山市上下水道料金徴収等業務委託

(2) 業務内容

受付業務、検針業務、検算業務、収納業務、開栓・閉栓業務等。

詳細は、別添「流山市上下水道料金徴収等業務委託水準書」を参照すること。

(3) 業務委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日までとする。ただし、契約締結日の翌日から令和3年3月31日までは、現在業務を受託している者からの引継ぎ期間とする。

(4) 業務委託の区域

流山市給水区域（松戸市根木内の一部を含む）及び委託者の定めた区域（流山市前ヶ崎の一部等）

(5) 委託金額の上限（税抜総額）

835,000千円

(注)この金額は、契約締結時の予定価格を示すものではなく、業務の最大規模を示すものである。

2 参加資格等に関する事項

本プロポーザルに参加できる者は、次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次のいずれかに該当しない者であること。

ア この公告の日から当該プレゼンテーションの日までの間にお

いて、市長から指名停止を受けている者

イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は当該入札日前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

オ 代表者又は役員等が、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、若しくは暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者と密接な関係を有する者。

(2) この公告日の前日において、流山市水道事業及び下水道事業会計規程（昭和43年流山市水道事業管理規程第1号）で準用する流山市財務規則（昭和61年流山市規則第12号）第125条第2項に規定する有資格業者名簿（令和2・3年度）競争入札参加資格者（業務委託）のその他業務委託（料金徴収業務委託）に登録されていること。

(3) 過去10年以内に、給水人口10万人以上の自治体の水道事業に係る検針業務及び収納業務（滞納整理業務を含む）並びに電子計算処理業務を一括して受託し、かつ3年以上継続して受託している実績があること。

3 プロポーザル実施内容等に関する事項

本事業のプロポーザルの実施内容等に関しては、別添「流山市上下水道料金徴収等業務委託プロポーザル実施要領」を参照すること。

4 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

5 支払方法

令和3年4月から令和8年3月までの60か月を、毎月の業務完了後均等払いとする。

6 実施要領、水準書等の配布

流山市上下水道局ホームページからダウンロードすること。

7 問合せ

〒270-0128

千葉県流山市おおたかの森西一丁目19番地

流山市上下水道局 経營業務課

電話 04-7159-5315

FAX 04-7159-9604